

平成15年第4回定例会  
斑鳩町議会会議録

平成15年6月20日

午前10時20分 開議

於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員 (16名)

1番	嶋田善行	2番	松田正
3番	飯高昭二	4番	西谷剛周
5番	森河昌之	6番	浅井正八
7番	小野隆雄	8番	坂口徹
9番	浦野圭司	10番	吉川勝義
11番	三木誓士	12番	木田守彦
13番	木澤正男	14番	里川宜志子
15番	中西和夫	16番	中川靖広

---

1, 欠席議員 (0名)

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	浦口隆	係長	猪川恭弘
--------	-----	----	------

---

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	助役	芳村是
収入役	中野秀樹	教育長	栗本裕美
総務部長	植村哲男	総務課長	西本喜一
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	藤原伸宏
企画財政課参事	野口英治	税務課長	植嶋滋継
住民生活部長	中井克巳	福祉課長	野崎一也
健康推進課長	西田哲也	環境対策課長	清水孝悦

住 民 課 長	西 谷 桂 子	都 市 建 設 部 長	北 村 光 朗
建 設 課 長	堤 和 雄	建 設 課 参 事	今 西 弘 至
観 光 産 業 課 長	田 口 好 夫	都 市 整 備 課 長	藤 本 宗 司
教 委 総 務 課 長	清 水 建 也	生 涯 学 習 課 長	阪 野 輝 男
上 下 水 道 部 長	池 田 善 紀	上 水 道 課 長	水 田 美 文
下 水 道 課 長	谷 口 裕 司		

---

## 1, 議事日程

日程 1. 建設水道常任委員長報告について

日程 2. 厚生常任委員長報告について

日程 3. 総務常任委員長報告について

日程 4. 水道決算審査特別委員長報告について

日程 5. 各常任委員会の閉会中の継続審査について

日程 6. 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

追加日程 1. 都市基盤整備特別委員長報告について

追加日程 2. 推薦第 2 号 斑鳩町農業委員会委員の推薦について

追加日程 3. 発議第 4 号 地方分権の推進の視点に立った三位一体の改革に関する意見書について

追加日程 4. 発議第 5 号 教育基本法改正に国民的議論を求める意見書について

追加日程 5. 発議第 6 号 有事法制を発動させず平和的解決を求める意見書について

追加日程 6. 都市基盤整備特別委員会の閉会中の継続審査について

---

## 1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前10時20分 開議)

○議長（森河昌之君） おはようございます。

ただいまの出席議員は16名で、全員出席であります。よってこれより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

議事に入ります前に、6月9日の一般質問で、木澤議員、西谷議員に対する理事者側の答弁のなかで一部誤りがあるので訂正をしたいとの申し出を受けています。よってこれを許可することといたします。はじめに、木澤議員に対する理事者の訂正答弁を求めます。北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） ただいま議長のお許しを得ましたので、さきの一般質問における答弁の訂正の説明を申し上げます。

13番、木澤議員から、公園整備に関する質問の中で、広場の面積要件についてご質問をいただきました。私はそのご質問に対しまして、広場の面積は1,500平方メートル以上と、そういうふうにご答弁したわけでございますが、これは誤りでございます。大変失礼をいたしました。広場には、面積要件はございません。ここに訂正をいたしましてお詫びいたします。

○議長（森河昌之君） 木澤議員よろしいですか。

続いて、西谷議員に対する理事者の訂正答弁を求めます。中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 議長のお許しをいただきましたので、去る6月の9日に行われました一般質問で、西谷議員より、ペットボトル、缶、瓶の収集に際しまして、町民の方が分別した資源物がごみ収集車の中で攪拌され粉砕されるのでは分別した意味がないのではないかといった趣旨のご質問をいただいたところでございます。

これに対しまして、私のほうから、ペットボトル等の収集車両は、ロータリー車、もしくはパッカー車で収集しているのではなく、ダンプトラックによって収集しているという旨の答弁を申し上げました。しかし、後刻担当の職員のほうから指摘を受けまして、私の間違った認識によりご答弁を申し上げたことがわかった次第でございます。今後、このようなことのないように対応をしまいたいと考えているところでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

また、過日ご答弁を申し上げました内容につきまして訂正のお願いを申し上げたいと思います。その内容でございますが、「現在収集に使用をしております車種につきましては、ペットボトルにつきましてはダンプトラックで収集を行っております。また、缶

類、瓶類につきましてはパッカー車を使用し、別々に収集を行っている状況でございます。別々に収集を行っておりますことや、ダンプトラック、パッカー車の構造等を考えますと、質問者が申されておりますように、収集車の中で収集物が攪拌及び粉碎は生じないのではないかと、このように考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいというようにお願いを申し上げます」というようにご訂正をお願いを申し上げたいと思います。

議長におかれましては、よろしくご配慮を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（森河昌之君） 西谷議員よろしいですか。

これをもって答弁を終了いたします。

本日の議事日程は、開会初日に決定したとおりであります。それでは、続いて順序に従い議事を進めてまいります。

日程1、建設水道常任委員長報告について、建設水道常任委員長の審査結果報告を求めます。6番、浅井委員長。

○建設水道常任委員長（浅井正八君） それでは、建設水道常任委員会の審査の結果についてをご報告いたします。

本定例会初日に本会議から付託を受けました議案等の審査を行うため、6月16日、全委員出席のもと委員会を開催いたしました。その審査の概要と結果について報告いたします。

まず最初に、本会議からの付託議案であります。議案第31号 斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とし、理事者より説明を受け、質疑をお受けしたところ、委員より、高額所得者に対する割増し賃金の状況について、特に一定率を超える場合明け渡しについてどのようになっているのかと質問があり、担当課長より、平成15年2月の収入認定時に該当者が1名いたが、この方とは以前より新団地には移転できない旨話をする中、明け渡し請求も行ってきた。3月31日付で退去されています。現在該当者はいないとの答弁がありました。

また、目安北団地の建設に当たり、以前の団地と比較して改善された部分があれば教えてもらいたいとの質問には、大きく言いますと、高齢者、障害者にも配慮したもので、エレベーターやスロープを設置し、スムーズな利用ができるようになっているとの答弁でした。

本件についてお諮りしたところ、当委員会として満場一致で原案どおり可決すべきも

のといたしました。

次に、議案第33号 平成15年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その1）を議題とし、理事者より説明を受け、質疑をお受けしたところ、委員より、特殊技術を要する工事となれば、危険度も増してくるが、発進到達立坑での交通規制や周囲への影響に対する配慮はどのようにされているのかとの質問があり、町が発注した工事はすべて安全対策を確認している。付近住民の方にトラブルのないよう対応していきたいので、講習会を開いているとの答弁がありました。

本件についてお諮りしたところ、当委員会として満場一致で原案どおり可決すべきものとしました。

次に、議案第34号 平成15年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その2）を議題とし、理事者より説明を受け、質疑をお受けしたところ、委員より若干の質疑があり、理事者より一定の答弁がありました。

本件についてお諮りしたところ、委員会としては満場一致で原案どおり可決すべきものといたしました。

次に、報告第11号 平成14年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（公共下水道事業特別会計）を議題とし、理事者より説明を受け、委員より特段の質疑もなく、当委員会として満場一致で了承すべきものといたしました。

続いて、各課報告事項といたしまして、まず公共下水道事業に関することについて、担当課長より説明を受け、お諮りしたところ、本件については継続審査として取り扱うことにいたしました。

次に、町営住宅建設について、身体障害者向けの町営住宅設置要綱について、担当課長より説明を受け、委員より、入居資格について質問があり、理事者より一定の答弁がありました。

次に、報告第10号 平成14年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）のうち、当委員会に属するものについて、各担当課よりそれぞれ説明を受け、委員から質疑もなく、本件については当委員会として了承することにいたしました。

次に、水道事業会計について、担当課長より説明を受け、特に質疑はなく終了いたしました。

その他について、委員より、県立竜田公園の草刈りについて、町道のはみ出している工作物について、下水道完成に伴う用水の確保について、塩田橋の安全対策について、

大和川堤防の現在の状況についてなどの質疑があり、理事者側より一定の答弁をいただいております。

以上、当委員会における審査の概要と結果であります。詳細につきましては会議録に整理いたしておりますので、ごらんいただければ幸いです。

これをもって建設水道常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（森河昌之君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） ただいま建設水道常任委員長の報告がございましたけど、先日私らのレターケースに、この文書で、町営住宅目安北団地の見学についてということで案内をいただいております。このことについて施設見学を行うといたしましたということなんです。今の報告の中でそれらの経緯に至ったことがちょっとございませんので、なぜ本日この町営住宅の施設見学を行うということに決められたのか、ちょっとご説明願いたいと思います。

○議長（森河昌之君） 暫時休憩します。

（午前10時31分 休憩）

---

（午前10時32分 再開）

○議長（森河昌之君） 再開します。

浅井議員。

○建設水道常任委員長（浅井正八君） 委員会の中で、今度目安住宅の竣工式がないということで、新しい方もおられるし、バリアフリーからいろいろな問題、身体障害のなにつくった町営住宅ということで見学さしてほしいということが出ましたので、私の委員会として、そしたら見学に行かかということになりました。その中で、建設水道だけ行かんとはかも一遍諮ったらどやろうと、希望あれば一緒に行ってもろうたらということでこういう結果になったと思います。

○議長（森河昌之君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） そういう経緯でしたらね、ちょっと現場担当のほうに聞きますけど、たしかこの町営住宅は、6月30日が工期だと聞いております。今の委員長の説明では、竣工式を行わないのでというのだったら、今もうそしたら検査待ちの状態に現場が完成しているのかどうか、お答えください。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） （仮称）目安北団地ですが、今現在もうほぼ完成しております。一部外構、まだ工事中のところも確かにございます。ただ、見学していただくについて支障のある部分はないと伺っております。

○議長（森河昌之君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 先日、雨の日でしたが、あの前を偶然通りかかったんです。そして、外構と今部長おっしゃるけど、その土でがたがたがたがたして、このずっと雨の中やし。私は、そして見ていただける、竣工式で見ていただけるような状態やないことは確かですね。まだまだ現場としては、竣工したので見ていただくという観点から言えば、まだまだ見ていただける状態じゃない、私はそのように考えるんですけど、その点は、もう舗装もできて、外構で植木がちょっと植わってないとか、そういう状態なのか、しっかりした認識はどうなんですか。例えば、駐車場の舗装も済ませますか。それとか、路盤もできてますか、どうなんです。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 小野議員ご指摘のとおり、舗装はまだできておりません。植栽等については一部植わっているところもありますが、舗装はまだ完了しておりません。

○議長（森河昌之君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 私は、何もこうして委員会で、そしていろいろ議論してもらって見に行こうという、それはいいことだと思うんです。まして新人議員さんには、7月の4日ですか、各所施設見学ということで、既に議会運営委員会でも了承して皆さんに報告させていただいてます。その中に、目安北団地も入っておりますし、それは6月30日以後ですので、新人議員さんに見ていただくのにはこの日でなくても見れる、今日じゃなくてもね。また、今までの議員暦見たら、工事の途中でも見学も行ってます。視察も行ってます。そのときの行程についても話してます。ただ、委員長がおっしゃったように、竣工式をしないから、まだ工期の一番追い込みという場所なんです、追い込みの時なんです、現場としたら。そこへそういう見学者、どういう形であれその現場へ来られるということは、業者にとったらこれは大変な迷惑だと思うんです。

そういうこともご意見として申し上げて、私はきょうは参加しないということは副議長に言うてますので、やはり相手の業者の立場もやっぱり考えてこういうことをするべ

きだということを意見として申し上げておきます。

○議長（森河昌之君） 私、今日、小野議員おっしゃるように、私から申し上げたいけども、総務常任委員の中でこれは申し上げたと思います。こうこうで建設常任委員のほうからこういうこともあるので、総務常任委員会の中で、できたらここでこういうふうに建設取り組んでおりますので、できたらご出席を依頼という言い方、そのときには何の反対、あるいは賛成、あるいは意見もございませんでしたので、私としてはそういうふうにとっていただくということでさせていただきましたので、その点をご了解をいただきたいと思います。

7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 確かにね、議長は、総務常任委員会は17日でしたかね、そのような委員会の最後にそういうふうに取り組んでいるということの報告を委員会ではされました。その中で、私は聞いておったのは、それ以前に、建設水道常任委員長からこの案内をいただいております。案内をいただいております、このことに賛成か反対かと言える立場ではないでしょう。だから黙っておっただけで、何も議長が総務委員会で諮ってくれとか、そしてそれを総務常任委員長が諮られたんですか。報告として議長が建設水道常任委員会としてこのようにしてしますので、このペーパーのこのとおりですよ。議員各位にはご参加方についてご案内申し上げます。これだけの報告だから、その時に反対や賛成やという場面じゃないでしょう。しっかりそれは思っておってください。

○議長（森河昌之君） まあまあよろしいわ、後でまた話しましょう。

そしたら、いろいろ意見ございますけども、報告というよりも、配慮をしたということで取り組んでいただきたいと思います。審議じゃなく配慮をしておったということ。

次に、日程2、厚生常任委員長報告について、厚生常任委員長の審査結果報告を求めます。12番、木田委員長。

○厚生常任委員長（木田守彦君） それでは、厚生常任委員会の審査結果について報告をいたします。

本定例会初日に本会議から付託を受けました議案等の審査を行うため、6月12日、全委員の出席もとに委員会を開催いたしました。その審査の概要と結果について報告いたします。



まず、初めに、本会議からの付託を受けました議案第29号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、担当課長より説明を受け、質疑をお受けしたところ、委員より、制度の廃止による国民健康保険税への影響について質疑があり、担当課長より、制度廃止による課税への影響はほとんどないようであるとの答弁がありました。

本件についてお諮りしたところ、当委員会としては、満場一致で原案どおり可決すべきものとしたしました。

次に、承認第6号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成15年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、担当課長より説明を受け、質疑をお受けしたところ、委員より、1つは、繰り上げ充用についてどう評価するのか、平成15年はどのようにするのか。2つは、近隣と比較して医療費等はどうか。3つは、保険料の滞納と繰り上げ充用との関係をどう考えるかなどの質問がありました。

繰り上げ充用の評価については、滞納整理や保険事業との連携、そして制度改正を十分に勘案して医療費の削減を図りたい。近隣との比較については、平成13年度の近隣1人当たりの医療費が資料提示されました。滞納問題については、国民健康保険も介護保険も将来的には滞納が大きな問題となってくる。滞納整理班をつくって対応しているが、一番避けて通れない問題だと思うとの答弁がありました。

本件についてお諮りしたところ、当委員会としては満場一致で原案どおり承認すべきものとしたしました。

次に、承認第7号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成15年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第1号）については、担当課長より説明を受け、委員から特段の質疑もなく、満場一致で原案どおり承認すべきものとしたしました。

報告第8号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）、報告第9号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成15年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）については、担当課長よりそれぞれ説明を受け、委員から特段の質疑もなく、いずれの議案についても満場一致で了承すべきものとしたしました。

次に、各課報告事項といたしまして、1つ、（仮称）総合福祉会館整備事業について、建設候補地の地元自治会や地権者に対して本事業についての説明会を開いたとの報告

があり、委員より、質疑の後、お諮りしたところ、本件については継続審査案件として取り扱うことと決しました。

2つ、報告第10号 平成14年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について、高安睦自治会集会所用地の用地契約代金の精算処理の説明がありました。

3つ、ふれあい交流センターいきいきの里の入浴時間の延長及び障害者の方の入浴日設定について、風呂の利用時間の延長を検討している。障害者の方の入浴日の設定を検討しているとの報告がありました。

4つ、ごみステーション化の状況について、132自治会のうち125自治会で既に設置が完了し、残りの自治会においても検討中であるとの報告がありました。

5つ、郵便局における証明書等の交付取り扱いについて、去る6月2日に開始式が行われ、現在業務はスムーズに行われている。6月12日現在の交付状況は、3つの郵便局で合計37件であるとの報告がありました。

6つ、住民基本台帳ネットワークシステムの第2次稼働について、本年8月25日の施行に向けて機器等の準備を進めているとの報告がありました。

7つ、斑鳩の里クリーンキャンペーンの実施について、本年より、法隆寺周辺地区の仏教建造物群が世界文化遺産に登録されて10年目を迎えることから、歴史街道散策ルートを加味し、一部実施コースとコース名称を変更したとの報告がありました。

8つ、SARS対応について、これまでの県の動き等についての説明がありました。

9つ、福祉課の行事予定について、身体障害者ふれあいの集い、差別をなくす町民集会、一日里親会のそれぞれの日程の報告がありました。

次に、その他といたしまして、委員より、介護保険に係る報酬見直しの影響について、ごみ収集についてなどの質疑があり、理事者側より一定の答弁をいただいております。

以上が、開会中におけます当委員会にかかわります主な審査の概要であります。詳細につきましては会議録を整理させていただいておりますので、ごらんいただきますようお願い申し上げます。

厚生常任委員長の報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（森河昌之君） 10番、堯川議員。

○10番（吉川勝義君） 先ほどいただいた平成15年第4回斑鳩町議会定例会の各委員会における付託議案の審査結果で、承認第7号と書いてあるのは、これは6号の過ちで

すな。訂正をお願いしたいんです。厚生常任委員会の中の。

○議長（森河昌之君） 暫時休憩します。

（午前10時46分 休憩）

---

（午前10時47分 再開）

○議長（森河昌之君） 再開いたします。

申しわけございません。先ほどの承認第7号につきまして、承認第7号が6号に、吉川議員からの申し出がございましたので、全員協議会のところで申し上げましたけども、承認第7号を6号にさせていただきたいと思います。吉川議員、申しわけないです。

次に、日程3、総務常任委員長報告について、総務常任委員長の審査結果報告を求めます。2番、松田委員長。

○総務常任委員長（松田 正君） 総務常任委員会は、6月17日午前9時から全委員が出席のもと会議を開き、本会議から付託をされました議案第27号ほか5事案の審査及び総務常任委員会に係る各課の報告事項についての説明を受け、若干の質疑及び意見の交換を行いました。その概要と結論について簡単にご報告をいたします。

まず、付託事案の取り扱いについて報告をします。

議案第27号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてと、議案第30号 斑鳩町特別土地保有税審議会条例を廃止する条例については、議案内容の性格上一括上程し審議をお願いいたしました。この条例の適用事例は、過去5年間全くなかったということであり、全委員の賛成を得て可決すべきものと決しました。

議案第28号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例については、本来政府の対応が不十分なままにその負担を住民に転嫁するがごときたばこ税の値上げが行われるなどの措置は、余りにも安易で納得できるものではなく、最低課税者へのしわ寄せとなっている今日の措置には反対であるという主張もありましたが、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第32号 平成15年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）については、2,250万4,000円の追加措置を行うというもので、内容は町長の総括提案説明にあるとおりであり、学校用務員の委託や寄附金の内容、防火水槽整備のあり方などの質疑が行われた後、全委員の賛同を得て可決すべきものとされました。

報告第10号 平成14年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告については、一般会計に係るものですが、質疑もなく報告は了承されました。

次に、要請第1号 教育基本法「改正」に反対する国への意見書を採択することの要請書につきましては、議論を尽くし調整をいたしました結果、総務常任委員会としては、この要請書がいう教育基本法の改正に反対する意見書採択については同意できないとして要請書は不採択といたしました。

また、地方税財政の「三位一体」の改革について、地方への税源移譲が先送りされ、地方の歳入の減少だけが先行してはならない、地方交付税の骨格は堅持させるという立場から、議長の要請も受け、総務常任委員会は全委員の共同提案として、「三位一体の改革」の早期実現に関する意見書を提出することといたしましたので、議員各位のご賛同をいただきますようお願いをいたします。

次に、総務常任委員会が所管する各課からの報告事項として説明を受けましたことについて若干申し述べます。

その1つとして、大字龍田財産区（下司田池）に係る訴訟事件の経緯と現状について、2つには、平成14年度町税の不納欠損額の見込み、3つに、子ども模擬議会を8月19日に開催することについて、4つに、藤ノ木古墳周辺の整備について、5つに、史跡中宮寺跡地の公有化について、6つに、町民プールを7月1日から8月末日まで開設することについてなどであります。町民プールの使用料について、乳幼児や乳幼児付添人についての使用料金体系について考慮する必要があるのではないかという意見もありましたが、プール開設時期等もあり、この夏の実情を見た上で判断するという検討課題にしたいという答弁がございました。なお、その他の事項につきましては詳細については議事録をご参照いただければと考えております。

ただ、藤ノ木古墳の周辺整備につきましては、宝積寺の解明を目的とした第5次調査が実施される予定であることや、史跡中宮寺跡地公有化が今年度から3カ年計画で進められ、整備方針の具体化が図られること等を考慮して、閉会中の継続審査事案として位置づけ対応していくことといたしましたので、よろしくご理解のほどをお願いいたします。

なお、委員からは、建設工事資格者要綱や紫外線対策、いかるがホールの外苑に時計台の設置などについての発言もありましたが、勝手ながら割愛をさせていただき、総務常任委員会の報告とさせていただきます。終わります。

○議長（森河昌之君） 次に、日程4、水道決算審査特別委員長報告について、水道決算審査特別委員長の審査結果報告を求めます。14番、里川委員長。

○水道決算審査特別委員長（里川宜志子君） それでは、水道決算審査特別委員会委員長報告をさせていただきます。

本定例会の初日に本会議から付託を受けました認定第2号 平成14年度斑鳩町水道事業会計決算の認定について、並びに報告第12号 平成14年度斑鳩町水道事業会計継続費精算報告書の報告についてを審査するため、6月13日、全委員出席のもと委員会を開催いたしましたので、その審査の概要と結果についてご報告させていただきます。

審査の方法といたしまして、まず辰巳代表監査委員から決算審査意見書に基づき報告をお受けいたしました。その後質疑をお受けしたところ、特段の質疑もなく、意見書については終了いたしました。

次に、認定第2号 平成14年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についてを議題とし説明を求めたところ、担当部長より、決算書及び提出された資料に基づいての説明を受けましたが、議員皆様にもご配付されておりますので、その内容については省略させていただきます。

説明の後、各委員より質疑、意見をお受けしたところ、1、老朽管の更新事業にかかわっては、その計画、また石綿管の布設状況、また耐用年数を過ぎている石綿管とビニール管について、また石綿管が老朽したときの人体への影響について、また目安地区の石綿管の更新について、また石綿管の布設替えの終了予定計画について、2つには、県水にかかわっては、受水量、契約協議の内容、大滝ダムとの関係についてなど。3つには、目安地区の新設の井戸の工事の状況について、4つには、白石畑にある簡易水道の跡地の処分について、5つには、企業債の高い利率の借りかえによる償還について、6つには、石綿管、ビニール管の耐用年数と償却年数の違いについて、7つには、斑鳩小学校前の石綿管が破裂した件では、経費が幾らかかっているか、また破裂の危険性のあるところは早く更新をすべきではないか。8つには、資産減耗費の考え方について、9つとして、効率的な運営を求められているが、どのように考えているか。10として、7号取水井戸の水質と地元の対応について、11として、第1浄水場の整備にかかわっては、工事契約の1,000万円の変更、また上水安全対策事業での1,302万円の随意契約、また隣接地との境界とフェンスの忍びがえしについて、また高度上水処理の

生物ろ過となると薬品の使用が減るが、予算への影響について、12として、工事や調査などの業務での契約の状況について、13として、消火栓設置については、地域の状況、また宅地造成との関係、14として、新業平橋を建設するときのループ化は、断念した後どうなっているのか。高安への管が1本しか通っていないことについて、15として、在庫となって年数がたっている100本の水道管の処理方と在庫となったいきさつと管の状況について、16として、耐震管の採用状況について、17として、料金改定の見通しについては、県水とのかかわりとされているが、どのように見積もっているのか。18として、東老人憩いの家の受水槽について、19として、有収率はかなり改善されているが、今後さらなる努力を望む。20として、水質検査の結果が広報に載らなくなったことについて。

以上のように、多くの質疑、意見に対しまして理事者から一定の答弁がされましたが、主なものについては、会計上の重要なものとして、給水量が減少する中、自己水の確保に努め、県水の受水量を減らしていきたい。県水の値上げがない限り水道料金の値上げはしない考えが示されました。

また、住民要望のあることとして、目安地区の老朽した石綿管は、公共下水道の第1次認可区域のおおむね80%が整備完了したら認可変更ができるので、エリアに入れて一斉に更新する考え方で自治会とも協議を終えている。

また、住民に深くかかわり、委員各位が非常に心配されていた老朽石綿管の人体への影響については、日本水道協会の調査結果によると、アスベストの溶解等による人体への影響はないと発表されているが、住民の不安解消に努め、老朽管の更新を進めていくとされました。

さらに、水道法の改正にかかわるものとしては、受水槽の点検が設置者に義務づけられたので、憩いの家だけでなく、系統的に調査、点検をしていくとされています。そして、水質検査については、利用者への情報提供の推進という項目が明記されたことにより、住民への水質やコストに関する情報の提供を水道事業者の責務と位置づけられたので、今後は広報していくとされました。

以上、すべての質疑、答弁が終了した後、本件を認定することについてお諮りしたところ、認定第2号 平成14年度斑鳩町水道事業会計決算の認定については、当委員会として満場一致で認定すべきものと決しました。

続きまして、報告第12号 平成14年度斑鳩町水道事業会計継続費精算報告書の報

告について、担当部長より説明を受け、委員より質疑をお受けしたところ、若干の質疑があり、理事者から一定の答弁がされました。

本件についてお諮りしたところ、当委員会としては満場一致で了承すべきものと決しました。

以上が、水道決算審査特別委員会の審査の概要ですが、詳細につきましては、会議録に整理をいたしますので、ごらんいただければ幸いです。

なお、この決算について監査を賜りました 巳、松田両監査委員をはじめ、早朝より慎重かつ熱心にご審査いただきました委員各位に感謝を申し上げまして水道決算審査特別委員会の報告とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（森河昌之君）　　ここでお諮りいたします。皆様のお手元に配付いたしております追加日程 1、都市基盤整備特別委員長報告についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、先に議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君）　　異議なしと認めます。よって追加日程 1、都市基盤整備特別委員長報告についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、先に議題とすることに決しました。

それでは、都市基盤整備特別委員長の審査結果報告を求めます。15番、中西委員長。

○都市基盤整備特別委員長（中西和夫君）　　それでは、都市基盤整備特別委員会の委員長報告をさせていただきます。

定例会初日に本会議から付託を受けました議案等の審査を行うため、6月16日、全委員出席のもと委員会を開催いたしましたので、その審査の結果と概要をご報告申し上げます。

初めに、本会議から付託を受けました陳情第4号 陳情書を議題とし、あらかじめ理事者側に本陳情書の内容について調査の要請をいたしておりましたので、その調査結果の報告を受けました。

この陳情書の趣旨であります、町が施行する大和都市計画広場事業・法隆寺門前広場の事業計画変更許可申請書、平成12年11月1日付で町長と法隆寺代表との間で締結した前記、広場の土地使用貸借契約に関する覚書、土地使用貸借契約、法隆寺門前広場の維持管理に関する覚書に関しまして、議会による審査を要請するものであります。

。

調査結果の報告として、担当課長より、まず、大和都市計画道路事業法隆寺門前線及び大和都市計画広場事業法隆寺門前広場の現状についての説明がありました。

次に、陳情書の指摘事項について、初めに、町長は広場事業予算を計上し、議会審査を求める権限と責任を有するのに、これをしていないとの指摘について、県の事業が完了後広場事業を進めたいので、15年度予算は計上しておりませんとの説明がありました。

次に、宗教法人法隆寺が管理している東側広場がどうなるのか、具体的な計画内容について利害関係のある付近自治会や住民に対する説明会をしたことがないとの指摘については、県において、去る5月8日に地元自治会役員に説明をされた。法隆寺門前広場整備は、県の法隆寺門前線整備と一体的な整備が必要なことから、町も同席し、広場整備の概要説明を行ったとの説明がありました。

次に、東西の両広場の管理は、斑鳩町都市公園条例に基づき、町議会の同意を求めることになるのに、宗教法人法隆寺代表との間に門前広場維持管理に関する覚書を締結しているとの指摘については、東側広場の整備が継続中であり、条例には載せていないが、西側が整備されており、維持管理等が必要なため、土地使用貸借契約等で整理をしているとの説明がありました。

次に、覚書に添付した図面が株式会社環境開発研究所の制作となっているが、町公費によるものではない点も異常ですとの指摘について、法隆寺門前広場整備と法隆寺門前線整備事業とは一体的な整備が必要で、県が広場部分も含んで計画をされ、その図面を使用させていただいたとの説明がありました。

次に、斑都整315号の知事あて事業変更許可申請書には、都市計画法に規定する事業用地に関し、「収用または使用の区別」のところに、町は「収用」とし、「使用なし」と明記したが、用地の大部分は、宗教法人法隆寺の所有する境内地に登記済みである。寺と町との覚書で明白。申請は、都市計画法に違反した虚偽記入の文書となるとの指摘については、土地収用法の中では、収用は地上を永久に利用するものとされ、公園として永久的に地上を利用するため、収用と記載しているとの説明がありました。

次に、県が予算約3億5,000万円で施行しようとしている基本計画及び実施計画、これは郡山土木事務所が設計事務所に作成委託したもので、第556-委-2号特定単独街路改良事業報告書、第556-委-3号特定単独街路改良事業報告書。県は、こ



の報告書作成に関し、斑鳩町都市建設部各課、町上下水道部各課に制作協議を一切行わず、周辺自治会、関係団体（観光協会、水利組合等）も同様であったとの指摘については、去る5月8日に地元自治会役員に、広場部分も含めた説明を行った。地元土地改良区とも、今まで2回にわたり立ち会いを行っているとの説明がありました。

次に、県は、街路事業365メートル、幅員52メートルのうち、平成4年4月供用開始した約310メートルについて完了したとして国道25号と街路事業地の交差点改良を行わずとの指摘について、国道25号については、街路と交差点部分において右折レーンを確保する改良が行われているとの説明でした。

次に、報告書2号 1ページ業務概要で、法隆寺門前線0.06キロメートル及び町都市公園と一体的な空間の創造、整備済みの街路区間（供用開始された約300メートルを指す）との差別化を図り、より質の高い空間（2号9ページ）を提供する。同ページには、非常時の臨時駐車場、実施計画報告書では、東側広場に案内所、公衆便所の配置図があるとの指摘については、法隆寺門前線は、観光客や地元住民の安全で快適である空間を提供するためのものとして、また東西の広場の一体的な整備を行い、歴史的なたたずまいをもたらすための風致景観の維持保全に配慮するとして計画しているとの説明でした。

次に、私見だが、法隆寺門前の街路・広場事業は、町・県の公費による寺の境内地造成事業だとの指摘について、門前街路は県の事業として、また広場整備は町の事業として取り組んでいるとの説明でした。

次に、法隆寺境内南の重要文化財・大築地塀の南側は、公有水路、町道213号線、町道132号線などがあり、昭和30年代初めに町営上水道施設が建設された当時のままの150ミリの石綿管が西里から南大門前を通り、法隆寺東側境内大築地塀東側の町道214号線（南北線）の一部区間まで埋設されている。これらの町の施設について、町及び県は、門前整備計画において、事実上の法隆寺の管理の現状を認めている。そして計画案においても寺の管理を予定しているとの指摘について、町水道の配水管は、法隆寺の使用許可を受け埋設されており、管理は町が行っているとの説明がありました。

次に、宗教法人法隆寺が、町及び県の都市計画事業の実質上の施行者の資格を町及び県が認めているのは、都市計画法第59条に違反し、憲法20条1項後段に違反するとの指摘について、門前街路は県の事業として、また広場整備は町の事業として取り組んでいるとの説明でした。

最後に、県及び町が宗教法人法隆寺との間で締結した計画事業地の寺有地に関する覚書は、寺が町及び県に対し、土地収用法を寺と借地権を認めている住民に対し適用せよと要求しており、寺にはかかる権限がないとの指摘について、土地収用法の適用については、県及び町が都市計画事業を進めるに当たっての手續であるとの報告を受け、本件について質疑をお受けしたところ、委員より、広場はすべてが整備できたときに、修景集合広場として管理するのか、土地についての整理はどうするのかという質問があり、整備後は町の施設として条例に載せて管理するとの答弁がありました。

また、宗教法人法隆寺代表との間に門前広場維持管理に関する覚書を締結しているが、これは町長みずから条例違反を犯しているとの指摘だが、これについての見解を求められ、違反にはならないとの見解でした。

また、申請者は都市計画法に違反した虚偽記入の文書となるとあるが、これについてはどの質問には、虚偽の申請でも何でもないと答弁でありました。

さらに、宗教法人は国から特権を受けてはならないとする憲法20条第1項後段の規定に違反することについてはどうかとの質問には、街路事業は県、広場事業は町でありますので、違反ではないとの答弁がありました。その他にも、陳情書の件に関する裁判について、土地収用法による事例についてなどの質疑があり、理事者より一定の答弁がありました。

本陳情書について、委員会として取りまとめを行うため、休憩をとり協議を行い、取りまとめを行った結果、本陳情については、提出された資料も多く、審査の対象となるものも多岐にわたることから、それらの検討に時間を要するというので、本委員会としては一定の説明を受けたということで引き続き審査をしていくこととなりました。

次に、都市計画道路の整備促進に関することについてのうち、いかるがパークウェイについてを議題とし、担当課長から、前回の委員会以後の経過及び対応について説明がありました。

まず、2月23日に「斑鳩みちまちセミナー」と題したイベントを開催した。2部構成の1部で、障害者でエッセイストの鈴木ひとみ氏に、「人にやさしい地域づくり、街づくり」についての講演。2部で、当町のまちづくりやいかるがパークウェイ推進協議会の取り組みについて映像を利用して報告。展示コーナーでは、モデル区間の模型やCGパネルの展示を行い、整備内容の周知をした。

5月29日には、第6回いかるがパークウェイ推進協議会を開催し、小吉田モデル区

間の進捗状況について、道路本体の基盤整備工事が3月末に完了し、本年度中に舗装や街路樹の景観整備が完了し、供用開始予定である。完成後、住民の皆さんに評価をしてもらうためには、モデル区間等について十分なPRを行う必要があり、そのPR方法や評価方法についてご意見をいただき、次回に具体的な内容の検討をしていただくこととした。

今後の事業展開としては、前述の景観整備後、供用開始し、小吉田モデル区間から西の区間についても地元と協議、調整を行いながら進めていただけるとの報告がありました。

本件について、委員より、モデル区間から西側に向けてということで、地元と話し合いをしていくとのことだが、具体的にどのような形で話し合いをされるのかとの質問があり、十分ご理解いただけるように、計画の説明を行い、ご理解を願っていきたいと考えているとの答弁がありました。

また、住民の方々は、自分のところにはいつ来るのかと心配をされているが、時期的なことは全く言えないのかとの質問には、時期的なことについては、事業主体が国ということもあり、調整をしながら進めているため、はっきりと説明できないが、ご迷惑をかけないよう十分整理していききたいとの答弁でした。

次に、法隆寺線については、いかるがパークウェイのモデル区間400メートルの供用開始にあわせて、法隆寺線もパークウェイとの交差点部分から服部道の間約100メートルについて供用を開始したいとの報告がありました。

本件について、委員より若干の質疑があり、理事者から一定の答弁がありました。

次に、その他の路線については、委員より若干の質疑がありました。

以上をもって、都市計画道路の整備促進に関することについて、本日の審査を終えることといたしました。

続いて、JR法隆寺駅周辺整備事業に関することについては、法隆寺駅整備基本構想策定調査のとりまとめができ、駅舎については2面3線案と2面2線案の2案の橋上化構想を得た。自由通路に関しては、両案とも6メートルを確保できるものとなっており、北口の駅前広場及び道路を比較したときに、2面2線のほうがゆとりのある歩行空間を確保できることから、町としては2面2線案を良案と考え、JRにも採用を要請した。JRとしては、重大な問題であるから、慎重に検討を進められているところである。駅周辺アクセス道路についても、2面2線の可否をJRに検討いただきながら、並行し

て整備計画等の検討を加えているところであり、危険な部分から道路網の整備改良に取り組んでいきたいとの報告を受けました。

本件について、委員より、駅舎の橋上化は大いに賛成であるが、周辺の道路網の整備についても検討をいただきたい。是非とも駅舎と同時にやっていただきたいとの意見が出され、南側の区画整理事業の区画道路と整合をとった形でアクセス道路の整備を考えているとのことでありました。

また、踏切が現況のまま計画されているが、駅舎改築の際にその部分も含めて検討できないかとの質問に、現状では非常に難しく、J Rとの協議の中で議題に乗れば進めていくこともできるとの答弁がありました。

以上が、当委員会における審査の概要であります。詳細につきましては会議録にまとめさせていただいておりますので、ごらんいただきますようお願い申し上げます。

これをもって都市基盤整備特別委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（森河昌之君） 以上で各委員長の報告が終わりました。

これより、付議順序に従いまして表決を行ってまいります。

議案第27号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） 異議なしと認めます。よって議案第27号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第28号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） 異議ありとのこと。これより討論を行います。

初めに、本案に反対する議員の意見を求めます。14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） それでは、議案第28号 斑鳩町町税条例の一部を改正する

条例について、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

議案書の要旨にあるように、地方税法が改正されたことによりこの議案が出てきたところですが、今回の地方税法改正は、「持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向けた改革の一環」を法案の提案理由として行われましたが、問題点がたくさんあり、国会でも大変な議論となっていたことをかんがみ、主な点について述べさせていただきます。

まず、特別配偶者控除が廃止されたことにより、住民税の増税は全体でおよそ2,554億円、斑鳩町でも5,900万円程度となり、国税と合わせると、標準世帯の負担増は、1世帯当たり5万9,000円と見積もられています。影響を受ける納税者は、全体で1,377万人とされ、斑鳩町でも4,100人程度見込まれています。とりわけ、控除の廃止によって課税最低限が、個人住民税所得割では、325万円から270万円に引き下がり、新たに全体で130万人程度が納税者となる中で、斑鳩町においても70人程度が非課税から外れて課税とされます。これは、とても重大なことです。非課税世帯への各種の支援措置が行われてきていますが、これらの非課税でなくなった世帯の方々は、収入が同じでも、課税はされるわ、非課税措置はなくなるわで、上下で大きな負担増となることは、大変な現象です。町はこの境目の所得者に対し、急激な負担増で生活が緊迫しないかを予測し、非課税措置の弾力的運用を研究すべきであるということをご提案しておきたいと思っております。

また、不動産取得税の税率の引き下げでは、1,199億円の減収で、勤労者の住宅取得の場合は一定の措置がとられており、この負担減は、大企業の土地の有効利用の促進を図るためのものとなっていること、特別土地保有税の課税停止についても、斑鳩町では影響がないものの、全体で354億円の減収と、5,300億円の徴収猶予の税額についても、大企業や大資本家が受けることとなります。

そして、つけ加えますと、法人事業税への外形標準課税の導入では、赤字企業には負担増で、黒字企業には減税となることなどが今度のこの改正の方向です。

以上のように、頑張っても働いても収入がふえず減る一方の勤労者には負担が増大するばかりで、その反面大企業、大投資家には優遇されることが改正理由の経済の活性化だとしたら、大きな間違いだと考えます。ますます個人消費は冷え込み、生活困窮者をふやし、町への納税が滞り、不納欠損が増加する一方ではないのか。地方自治体は、国で決まったから仕方がないという態度では、今後の展望はないと考えます。国で決まる前に

、地方の意見をきちんと上げていき、地方から国を動かすんだという意気込みがなければ、ますます普通に真面目に暮らす国民ばかりが生活苦に陥ります。

さらに、たばこ税についてですが、WHOでも需要削減のための価格及び課税措置などが含まれているたばこ対策枠組み条約及び議定書の作業が進められていることから、今後の動向を注視しつつ、斑鳩町では1,500万円の増税を見込まれておられますので、増収となる分で、喫煙者、禁煙者双方が納得できる環境づくりが必要であるということをご提案して反対討論とさせていただきます。

○議長（森河昌之君） 次に、本案に賛成する議員の意見を求めます。8番、坂口議員。

○8番（坂口 徹君） それでは、議案第28号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から意見を申し述べます。

我が国の金融をめぐるのは、現在のあり方として、貯蓄から投資への切りかえが指向されている中、あるべき税制の構築に向けた基本方針において、金融、証券税制については、広く公平に負担を分かち合い、簡素でわかりやすい税制を構築することを基本に行われているところです。貯蓄から投資への切りかえが課題となっている中で、配当課税及び株式譲渡益課税について、預貯金並みの手軽さで株式投資ができる税制とすることが求められてきました。

今回の改正では、こうした状況下で、将来の利子配当、株式譲渡益に対する課税の一本化を視野に入れ、金融商品間の中立性の確保と課税の簡素化が重要な課題となっていることから、源泉徴収のみで納税が完了する仕組みや、個人投資家の積極的な市場参加を促進する観点からも、今後5年間について優遇税制を適用することは評価できると考えます。

また、たばこ税については、厳しい財政事情にかんがみ、財政物資であるたばこに諸外国での税負担割合をも勘案し引き上げられたものであり、町としても、貴重な財源を確保する意味からもやむを得ない措置であると考えます。

このようなことから、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についての賛成の意見といたします。議員の皆様のご理解とご賛同をいただきますようお願いいたします。

○議長（森河昌之君） これをもって討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立する者あり)

○議長（森河昌之君） 起立多数であります。よって議案第28号については、賛成多数により可決いたしました。

続いて議案第29号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森河昌之君） 異議なしと認めます。よって議案第29号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第30号 斑鳩町特別土地保有税審議会条例を廃止する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森河昌之君） 異議なしと認めます。よって議案第30号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第31号 斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森河昌之君） 異議なしと認めます。よって議案第31号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第32号 平成15年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森河昌之君） 異議なしと認めます。よって議案第32号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第33号 平成15年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その1）をお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） 異議なしと認めます。よって議案第33号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第34号 平成15年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その2）をお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） 異議なしと認めます。よって議案第34号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、承認第6号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成15年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について）をお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） 異議なしと認めます。よって承認第6号については、満場一致で承認いたされました。

続いて、承認第7号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成15年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第1号）について）をお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） 異議なしと認めます。よって承認第7号については、満場一致で承認いたされました。

続いて、認定第2号 平成14年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） 異議なしと認めます。よって認定第2号については、満場一致で認定いたされました。

続いて、報告第8号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額



の決定について)をお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり了承することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森河昌之君) 異議なしと認めます。よって報告第8号については、満場一致で了承いたされました。

続いて、報告第9号 議会の委任による町長専決処分の報告について(平成15年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)について)をお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり了承することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森河昌之君) 異議なしと認めます。よって報告第9号については、満場一致で了承いたされました。

続いて、報告第10号 平成14年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について(一般会計)をお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり了承することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森河昌之君) 異議なしと認めます。よって報告第10号については、満場一致で了承いたされました。

続いて、報告第11号 平成14年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について(公共下水道事業特別会計)をお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり了承することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森河昌之君) 異議なしと認めます。よって報告第11号については、満場一致で了承いたされました。

続いて、報告第12号 平成14年度斑鳩町水道事業会計継続費精算報告書の報告についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり了承することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森河昌之君) 異議なしと認めます。よって報告第12号については、満場一致で了承いたされました。

ここでお諮りいたします。皆さんのお手元に配付いたしております追加日程2、推薦

第2号 斑鳩町農業委員会委員の推薦について、追加日程3、発議第4号 地方分権の推進の視点に立った三位一体の改革に関する意見書について、追加日程4、発議第5号 教育基本法改正に国民的議論を求める意見書について、追加日程5、発議第6号 有事法制を発動させず平和的解決を求める意見書について、追加日程6、都市基盤整備特別委員会の閉会中の継続審査についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森河昌之君) 異議なしと認めます。よって追加日程2、推薦第2号 斑鳩町農業委員会委員の推薦について、追加日程3、発議第4号 地方分権の推進の視点に立った三位一体の改革に関する意見書について、追加日程4、発議第5号 教育基本法改正に国民的議論を求める意見書について、追加日程5、発議第6号 有事法制を発動させず平和的解決を求める意見書について、追加日程6、都市基盤整備特別委員会の閉会中の継続審査についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することに決しました。

それでは、追加日程2、推薦第2号 斑鳩町農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

議会推薦の農業委員の任期が本年6月30日をもって満了いたしますので、その後任の議会推薦の農業委員に、東井長治氏、森本堯隆氏、東浦孝至氏の3名の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました3名の方を、農業委員会の委員として推薦することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森河昌之君) 異議なしと認めます。よって追加日程2、推薦第2号 斑鳩町農業委員会委員の推薦については、ただいま指名いたしました3名の方を推薦することに決しました。

続いて追加日程3、発議第4号 地方分権の推進の視点に立った三位一体の改革に関する意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。7番、小野議員。

○7番(小野隆雄君) それでは、発議第4号について提案をさせていただきます。

まず、議案書を朗読いたします。

発議第4号

地方分権の推進の視点に立った三位一体の改革に関する意見書について  
標記について、会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成15年6月20日提出

議会議員

松田正

嶋田善行

坂口徹

浦野圭司

木澤正男

小野隆雄

今、地方が責任を持つべき分野について、自己決定と自己責任の原則を徹底する地方分権改革をさらに進めるためには、地方分権の時代にふさわしい地方行財政制度が求められております。政府においては、昨年6月に閣議決定された経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002、いわゆる骨太の方針第二弾に基づき、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で検討し、それらの望ましい姿とそこに至る行革行程を含む改革案を1年以内に取りまとめることとされており、今まさに骨太の方針第三弾が閣議決定されようとしております。

こうした状況を踏まえ、三位一体の改革が地方分権推進の流れに沿って実現することを強く希望し、総務常任委員会といたしましては、全委員一致の共同提案として、地方分権の推進の視点に立った三位一体の改革に関する意見書を提出いたしました。

それでは、意見書を朗読いたします。

地方分権の推進の視点に立った三位一体の改革に関する意見書

現下の地方財政は極めて危機的な状況にある。

このような状況に至った背景には、バブル経済崩壊後の景気低迷により大幅な税収不足が生じたほか、国の景気対策による公共事業の追加や地方税を含めた政策減税の実施等、国の財政運営に伴い地方財政においても財源不足が拡大したという問題がある。

かかる危機的な財政状況を打開するためには、もとより地方も国とともに徹底した行財政改革を推進すべきであるが、我々は、財政構造改革の真髄は、地方税財政制度を地方分権時代に相応しいものに切り換えていくことにあると考える。

三位一体の改革は、あくまでも地方分権の理念の実現を基本に据えて推進していくべきものとする。

そのためには、歳出面において国の関与の廃止・縮減により地方の自由度を高めるとともに、歳入面においても、受益と負担の関係の明確化を図る観点から地方歳入に占める地方税の割合を高めていくことが重要である。

よって、政府・国会においては、国から地方への税源移譲を基軸に国庫補助負担金を廃止・縮減し、地方交付税については、地方公共団体が標準的な行政水準を確保するための財源保障は国の責務であるとの観点から地方交付税制度を堅持する立場に立ち、真に地方分権の推進の視点に立った三位一体の改革を実現するよう、また、その際、三位一体の改革は同時併行で一体のものとして相互にバランスを図りながら進めていくよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成15年6月20日

奈良県斑鳩町議会

先ほどの総務常任委員長報告にもありましたとおり、議員皆様のご理解とご賛同をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（森河昌之君） お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） 異議なしと認めます。よって発議第4号については、満場一致をもって可決いたしました。本意見書は、関係機関に送付いたします。

続いて、追加日程4、発議第5号 教育基本法改正に国民的議論を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） それでは、発議第5号 教育基本法改正に国民的議論を求める意見書について提案させていただきます。

まずは、議案書を朗読したいと思います。

発議第5号

教育基本法改正に国民的議論を求める意見書について

標記について、会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成15年6月20日提出

議会議員

里川 宜志子

木澤 正男

それでは、意見書を朗読いたします。

教育基本法改正に国民的議論を求める意見書

文部科学大臣の私的諮問機関である中央教育審議会から、3月20日「教育基本法」改正に向けて、答申が発表されました。

第一の問題は、その日が「イラク戦争」が始まった日で、国連、アメリカ・イギリス、そして日本の状況や対応などの報道が、連日取り上げられていたことで、答申された内容などについて、「教育基本法」改正という国民にとっては重要な問題が、マスコミなどでも報道されず、国民がそのことを知らないという状況があった。ここにきて、現場や研究者などそれぞれの立場から、問題点を指摘する声が大きくなってきていることです。

第二の問題は、現行の11条からなる「教育基本法」は、戦後の民主教育の理想を掲げ、教育の根幹を支えてきたものですが、現在、本当にこの「教育基本法」が、教育に生かされているかどうかという視点が欠けていることです。

第三の問題は、青少年のさまざまな問題について、きちんと分析がなされず、「教育基本法」を改正することで、それらが、解消されると考えていることです。

第四の問題は、憲法や民法などとの関連について、十分な精査が行われず、整合性に欠ける点についての議論がされていないことです。

第五の問題は、教育委員会という教育の地方自治を司る組織について、文部科学省からの上意下達の関係や教育委員会から学校への同様の関係が、教育の機会均等を達成するためのものではなく、国家集権的になってしまっていることです。

今回の「教育基本法」改正については、以上さまざまな観点から、慎重な対応が必要と考えられることから、今後、現場や研究者の意見も尊重され、国民的議論に基づいたものとなるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成15年6月20日

奈良県斑鳩町議会

どうかご採択のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森河昌之君） お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） 異議ありとのことです。よってこれより討論を行います。

初めに、本案に反対する議員の意見を求めます。1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） 教育基本法改正に国民的議論を求める意見書について、反対する立場から意見を申し述べたいと思います。

教育基本法は、昭和22年3月に公布施行されて以来、我が国の教育の根幹をなし、この法をもとに構築された学校教育制度をはじめとする教育諸制度は、国民の教育水準の大幅な向上と日本の発展に大きく貢献してきたと考えています。

しかし、その一方で、中央教育審議会も指摘されているように、国民の間では、倫理観や社会的使命感が希薄になり、青少年の規範意識や道徳心、自律心が低下し、いじめ、不登校、学級崩壊、凶悪犯罪の増加などの深刻な問題の顕著化、また家庭や地域においての心身の健全な成長を促す教育力が十分に発揮されず、人との交流やさまざまな活動、経験を通じて、敬愛や感謝の念、家族や友人への愛情などを育み、豊かな人間関係を築くことが難しくなっていることなど、日本の教育は多くの課題を抱えています。

こうした中で、本年3月に中央教育審議会が答申された内容は、これらの諸問題を意識した21世紀の教育が目指すものとして、自己実現を目指す自律した人間の育成、豊かな心と健やかな体を備えた人間の育成、知の世紀をリードする創造性に富んだ人間の育成、新しい公共を創造し、21世紀の国家・社会の形成に主体的に参画する日本人の育成、日本の伝統、文化を基盤として国際社会を生きる教養ある日本人の育成の5つを柱とした基本理念はまことに当を得たものであると考えます。

その詳細として、特に、自律心、誠実さ、勤勉さ、公正さ、責任感、倫理観、感謝や思いやりの心、他者の痛みを理解するやさしさ、礼儀、自然を愛する心、美しいものに感動する心、命を大切にする心、自然や崇高なものに対する畏敬の念を学び、身につける教育、また社会の形成に主体的に参画する公共の精神、道徳心、自律心の涵養や生涯教育の理念を教育の基本理念に新たに加えるものとしている点や、家庭教育の充実等に

力点を置いていることに賛同するものであります。

したがって、今回の答申をもとに作成されるであろう教育基本法改正法案につきましては、その答申を尊重され、改正されることについては賛意を表したいと考えます。

今後、国会においてさまざまな立場から慎重な議論が必要であることについては論を待ちませんが、中央教育審議会が、今回の答申を出された経緯等を考えあわせれば、本意見書に列挙されている5項目の問題点については、短絡的かつ物事の一方向からしか見ていないのではないかとの疑念が生じております。

以上の理由により、教育基本法改正に国民的議論を求める意見書の採択には反対いたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（森河昌之君） 次に、本案に賛成する議員の意見を求めます。14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） それでは、教育基本法改正に国民的議論を求める意見書について、賛成の立場より意見を述べさせていただきます。

この意見書のほうに書かせていただいております内容につけ加えまして、第1の問題の中では、マスコミ関係者の中からの談話が入ってきております。中教審のある委員は、イラク攻撃でマスコミが忙しいことで批判の声などが余り報道されないから、静かな環境で答申をまとめることができた。また、改正に異常なまでに執念を燃やしている森喜朗前首相は、歴史的な開戦の日に答申が出たことを喜んでいるというような状況でした。

私たちは、この状況を逆に、本当に心配をする。マスコミがイラク攻撃、イラク戦争に入ったその報道がたくさんされていたことによって、一般市民にはほとんどこの中教審の答申の内容がわからないまま事が運んでしまっている。私は、もっと時間をかけて国民的議論へと進めるべきであるというふうに考え、第一の問題を提案をさせていただきました。

また、第二の問題につきましては、憲法の本質にのっとり、戦前の教育の反省に立ち、平和と民主主義を確立していくため、高い理想を掲げ、当時非常に慎重に、また多くの関係者の熱意で議論が行われた歴史の認識に立てば、拙速な改正はとんでもないことです。法ができて56年、本当にこの理念を生かした教育ができてきたのか、このことをきちんと検証する必要があると考えます。

また、第三の問題につきましては、教育と子どもの問題は、時代の流れの中で変化し、社会全体の状況が与える影響などの分析などが行われず、現行法に不備があるかというような判断をするのは極めて短絡的で、かえって問題を深刻化させかねないというふうに考えます。学校で平和教育に力を入れ、破壊しかない戦争の悲惨さをしっかり教えていながら、片方では有事法を強引に成立させ、イラク特措法案を成立させるためにむりやり国会の会期を延長する、そんなむちゃが通る社会のあり方のような、国家として道理がないことに問題があるのではないかと私は思います。

第四の問題としては、憲法で明記され保障されていることや、家族のことについては、特に親権について民法第820条で規定されていることや、1989年11月20日の国連総会で満場一致で採択され、1994年に日本も批准をし、現在169カ国が批准している国際条約である子どもの権利条約において規定されているものなどとの整合性を欠く内容があると思われます。解釈の整理などももっと時間をかけてやることが重要だと考えています。

また、第五の問題ですが、いろいろな問題をこれまで、私も保護者という立場、また行政に携わる議員という立場でいろんな状況を見てまいりましたが、いろんなことを感じながら、子どもを育ててきました。けれども、特に最近顕著なものとして、私は心のノートが採用された経過、この問題を見るにつけ、非常に心配をしているところです。この心のノートの採用につきましては、当初は強制するという性格ではないという見解が出されておりました。その後、2002年8月には使用義務を課するものではない。けれども、2003年の2月になりますと、同じ方が答弁をなさっているんですが、使用しなければならない義務が教職員に課せられる、こんなふうに変化をしてきて、そしてまたこの心のノート、法的根拠について、非常に苦しい、矢野文部科学省初等中等局長は行っているわけなんです。法的根拠についても、文部科学省が、ぎりぎり申しますと、そういう地方教育行政法の文部科学大臣の権限に基づいて各地方公共団体に対する指導及びその援助の一環として出されたものだ。そして、そうやって出されたものを教育委員会が受け、校長が受けますと、先ほど申し上げましたように、使用しなければならない義務が教職員に課せられるということ状況になるんです。ところが、私、この場合も、この地方教育行政法では、結局文部科学省は、事務処理をやる。心の教育をやるのが事務処理だという判断はできないというふうに思っているんです。

そんな中で、教育委員会のほうも、この心のノートについては、2001年から20



02年まで4回の依頼や事務連絡や紹介が行われてきたと思うんですが、このことについても、いろいろな教育委員会の中での対応を見ておりますと、これらをすべて通知や通達のように扱っているという状況があり、私は本当に強い支配、服従の関係ができていないのではないかと、強く懸念をしてこの心のノートの件も見させていただいてまいりました。

そして、先ほど反対者がおっしゃられました、本当にたくさんの心のあり方について述べられました。この心のあり方について、法律に書き込まれる、法律に明文化されるというようなことが起これば、私は大変なことではないかというふうに考えています。

そういったことも含めまして、この教育基本法改正については、本当に国民的な議論を望む、そしてまたことしの5月には担当の現場の先生方がこの改正についてのアンケートをされておられます。そのアンケートの結果でも、現場の先生方の8割の方が改正に反対、改正に心配をしているという回答が出されております。こういったことも含めまして、私は強くこの教育基本法改正に国民的議論を求める立場でこの意見書について賛成討論とさせていただきます。どうもご清聴ありがとうございました。

○議長（森河昌之君） これをもって討論を終結いたします。

本件については、賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（森河昌之君） 起立少数であります。よって発議第5号については、賛成少数により否決されました。

なお、同様の内容で総務常任委員会へ付託されております要請第1号、要請書については、ただいまの発議第5号の否決により不採択されたものとみなします。

続いて、追加日程5、発議第6号 有事法制を発動させず平和的解決を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） それでは、発議第6号 有事法制を発動させず平和的解決を求める意見書について提案させていただきます。

まず、議案書を朗読いたします。

発議第6号

有事法制を発動させず平和的解決を求める意見書について

標記について、会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成15年6月20日提出

議会議員

里川 宜志子

木澤 正男

それでは、意見書を朗読いたします。

有事法制を発動させず平和的解決を求める意見書

昨年の国会で、有事関連三法案は、「有事法制NO」の広範な国民世論の広がりと同国会での追求により、成立が阻止され、政府は継続審議としていましたが、一斉地方選挙のあとの国会で成立をさせました。

政府は、現在、日本に対して大規模な侵攻を企てるような外国勢力はいないことを認めています。有事法制は「日本を守る」ものでなく、アメリカの戦争に参戦協力するために、自衛隊が海外で武力行使できるようにするものです。アメリカはイラクを攻撃し、数千人の民間人の命を奪いましたが、このような無法な戦争に、自衛隊が参加することになりかねないものです。政府答弁でも、アメリカがアジアで先制攻撃した場合に有事法制を発動するとしています。

そして、有事法制は、自衛隊や米軍の軍事行動を何よりも優先し、特権を与えるとともに、国民を強制的に動員する、憲法破壊のかつてない悪法であり、日本を「戦争する国」につくりかえてしまう法案です。

地方自治体、電力・ガス会社など指定公共機関、医療、運輸・交通、土木・建築などの民間業者や従事者をはじめ多くの国民が、強制的に協力させられます。物資保管命令を拒否すれば罰則まで科せられます。また、土地や建物、食料品など、国民の財産が奪われ、言論・表現の自由など基本的人権がふみにじられます。

有事法制の本質は、与党と民主党による「修正」によってもなんら変わっていません。いま、日本がおこなうべきは、戦争の準備をするのではなく、イラク攻撃のような無法な戦争に反対し、憲法9条を生かした平和外交を進めることです。

有事法を発動させることなく、今後も確固たる国際ルールに基づく解決を徹底することを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成15年6月20日

奈良県斑鳩町議会

どうかご採択のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森河昌之君） お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） 異議ありと認めます。よってこれより討論を行います。

初めに、本案に反対する議員の意見を求めます。9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） 有事法制を発動させず平和的解決を求める意見書に反対します。

反対の理由は、次のとおりであります。

昨今の北朝鮮や国際テロ組織の脅威を目の当たりにし、有事法制整備の必要性はだれもが感じておられることと思います。有事法制は、我が国に対する不当な武力攻撃から国民の安全を守るため、有事における政府の対応の手続を定めるとともに、自衛隊が円滑に行動できるようにするために整備されたものであり、法治国家としては当然整備されていなければならないものでありまして、長年にわたり放置されてきた国の存立基盤にかかわる法制上の不備が解消される意義は非常に大きく、先日国会におきまして可決成立したことは、大きな意義があることと考えるものでございます。

また、基本的人権が踏みにじられるとの危惧につきましては、武力攻撃事態対処法の中で、憲法が保障する基本的人権を最大限尊重することが盛り込まれており、さらに来年度まで整備される国民保護法制におきましても、国民の生命と財産の保護など、基本的人権に深くかかわるものとして最大限の配慮がなされるものと思います。

今後、政府は、国民保護法制の整備をはじめ3法を円滑に実施するための体制づくりに取り組まれるわけではありますが、住民の避難や救援など国民の安全を確保するための任務は、地方自治体、警察、消防団などが担うことになり、それぞれの役割の明確化と国や自衛隊との連携態勢の整備などが求められておりまして、関係機関と十分な調整をしながら来年の法案提出に向けて全力で取り組むとされております。もちろん平和外交を進めることが最も重要であることは言うまでもありませんが、もし有事法制がなければ、有事が起こった場合に自衛隊が法の枠を超えて行動せざるを得ない場合が出てくることも考えられるのでありまして、これは法治国家としてはあってはならないことであると考えております。

いずれにいたしましても、国会において十分な審議が尽くされた結果成立した法律でありまして、また今後さらなる法整備が進められていく中、その状況も見守ってまいりたいと考えるものでございまして、当意見書には反対するものでございます。

以上をもちまして、有事法制を発動させず平和的解決を求める意見書に反対する意見といたします。議員の皆様には、ご理解賜りますようお願いいたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（森河昌之君） 次に、本案に賛成する議員の意見を求めます。14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） それでは、有事法制を発動させず平和的解決を求める意見書について、賛成の立場より意見を述べさせていただきます。

まず、政府が有事と判断すれば、国会決議がなくても発動する。そして、発動されると、米軍や自衛隊の軍事行動が最優先される。協力をしないと罰則がある。このことについて、基本的人権を抑圧するものであるというふうに私は判断をさせていただいています。未来を展望すれば、憲法の平和条項は、人類共通の指針であると確信をしています。21世紀を平和で人間らしい健康でいきいきとした暮らしを実現する、それが持続可能な社会としていくために、私たちは今どのように対応すべきかというふうに考えています。

そんな中で、先日茨城県の神栖町で幼児に発達や言語のおくれが見られるなど、住民の健康被害が問題になり、井戸水から旧日本軍の毒ガス成分が検出されました。これまでも、北海道、広島、福岡、神奈川などの道県下でいろんな市や町で数々の毒ガスが発見をされています。この毒ガスも、30年前には調査済みとなっていたんです。けれども、こういう影響が出る。それほど怖いものなんです。

また、イラク戦争で見られた劣化ウラン弾で人体に対する影響、どんなものだったか。この劣化ウラン、人体に数十年滞留し、放射線を浴びせ続け、がん、白血病、内臓障害、障害児出産などを引き起こす。放射性ウランは遺伝子を傷つけ、何世代にもわたって影響を及ぼします。地上に落ちた微粒子は、土壌や地下水を何年にもわたって汚染していきます。そんな中でも、私は絶対に戦争をしてはならない。また、こういった大量破壊兵器を使って簡単に人の命を奪う権利はだれにもないというふうに考えています。

また、今となって、国会では会期末直前の13日に、イラク特措法案、提案されました。そして、その成立を急ぎ、国会の会期延長を強行をしました。このイラク特措法案

も、現地のニーズさえまともに把握せず、自衛隊の派兵先にありきという内容であると、各地方紙もこのことについて非常に大きな批判で報道をしているところです。

そしてまた、日本婦人団体連合会、この連合会は、婦団連と言いまして、20団体で90万人の方々が参加をされていますが、創立50周年を迎えて、この婦団連での総会で、私たちの歴史は、戦争に反対し、平和を求めて歩んできた歴史だ。そして、女性の人権は平和でなければ絶対に守れないんだということを強調されておられました。

そしてまた、私は、この件で非常に大きく胸につかえたことは、もし若い自衛隊員を戦場に送り込み、この国の交戦権のもとに一人でも命を落とせば、それはだれの責任となるのでしょうか。皆さん、主権者は私たちです。主権者である私たちの責任となるのではないのでしょうか。それは本当に大変なことだと思います。

私は、そのためにも、有事法を絶対に発動させることなく、今後も国連による確固たる国際ルールに基づく解決をみんなで国際的に徹底していく、こういった動きに日本も力を尽くしていくべきだということを望んでいます。

以上で私の賛成の意見とさせていただきます。

○議長（森河昌之君） これをもって討論を終結いたします。

本件については、賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（森河昌之君） 起立少数であります。よって発議第6号については、賛成少数により否決いたしました。

続いて追加日程6、都市基盤整備特別委員会の閉会中の継続審査についてを議題いたします。

都市基盤整備特別委員長から委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしております申し出のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） 異議なしと認めます。よって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。それでは、都市基盤整備特別委員会には、

閉会中の審査をよろしくお願いいたします。

続いて、日程5、各常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長から、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森河昌之君） 異議なしと認めます。よって各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。それでは、各常任委員会には、それぞれの事件における閉会中の審査についてよろしくお願いを申し上げます。

続いて、日程6、議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森河昌之君） 異議なしと認めます。よって委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。それでは、議会運営委員会には、閉会中の審査についてよろしくお願いを申し上げます。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

閉会に先立ちまして町長のあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長（小城利重君） 平成15年第4回町議会定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

去る6月3日に、今議会を招集し、付議させていただきました19議案につきまして、終始ご熱心にご審議をいただき、いずれの議案につきましても原案どおりご承認を賜りまして、心より深く感謝を申し上げますとともに、厚くお礼を申し上げます。

それぞれの議案や一般質問の中で議員皆様方から賜りました貴重なご意見に対しましては、その内容を十分理解、認識し、私をはじとし、職員一丸となって行政運営に反映

させるよう努力してまいりたいと考えております。

平成15年度の諸事業、諸施策の展開に当たっては、計画の目的に沿って鋭意努力を行い進めているところであります。いろいろと難しい課題もありますが、精いっぱい努力してまいる所存でありますので、議員皆様方には今後ともより一層温かいご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

梅雨も最中となり、ますます暑さが増してくる季節となりましたが、議員皆様方におかれましては、くれぐれもお体にご自愛をいただきますようお願い申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（森河昌之君） これをもって、平成15年第4回斑鳩町議会定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

（午後12時29分 閉会）